令和15年国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会

第1回常任委員会





令和5年6月1日(木)

とりぎん文化会館 小ホール

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会 第1回常任委員会 次第

日時:令和5年6月1日(木)14:00~14:05

場所:とりぎん文化会館 小ホール

- 1 開 会
- 2 議事

第1号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会 専門委員会規程(案)

3 閉 会

第1回常任委員会 第1号議案

令和 15 年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会専門委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 委員会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、委員長が依頼する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て 別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

| 委員会名 | 付託事項 | 委任事項 | |
|-------|----------------------|-------------------|--|
| 総務企画 | 1 総合的な計画の立案に関すること | 1 総合的な計画の推進に関すること | |
| 専門委員会 | 2 会場地選定に関すること | 2 文化プログラムに関すること | |
| | 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負 | 3 競技施設及び関連施設の調査、調 | |
| | 担に関すること | 整等に関すること | |
| | 4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関 | 4 開・閉会式会場及び関連施設の調 | |
| | すること | 査、調整等に関すること | |
| | 5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事 | 5 情報通信施設の調査、調整等に関 | |
| | 項に関すること | すること | |
| | 6 情報通信施設の基本的事項に関すること | 6 他の専門委員会に属さない事項に | |
| | 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に | 関すること(重要な事項を除く。) | |
| | 関すること | | |